

平成十九年六月十八日付け広島県報（定期）第四十五号に登載の広島県告示第七百一号（指定構造計算適合性判定機関の指定）の一部を次のように訂正する。

都市局建築課長

ページ	一
行	一四
誤	東京都港区赤坂八丁目一〇番二四号
正	東京都港区赤坂八丁目一〇番二四号（本社判定事業部） 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二九号（仙台支店判定部） 広島県広島市中区上八丁堀四番一号（広島支店判定部） 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号（福岡支店判定部）